

令和7年度

仙北市一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月

仙北市

1 目的

本計画は、仙北市内における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和45年法律137号)第6条1項に基づき、一般廃棄物の減量、処理及び再資源化等に関して必要な事項を定める。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市全体とする。

4 一般廃棄物の処理区分及び処理主体

(1) 処理区分

区分	処理区分		
	収集、運搬	中間処理	最終処分
ごみ	市	大曲仙北広域 北部ごみ処理センター	大曲仙北広域 一般廃棄物最終処分場
し尿、浄化槽汚泥 、農・林業集落排水 汚泥	許可業者	大曲仙北広域 北部し尿処理センター	

(2) 処理主体

区分	処理主体		
	収集、運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市、排出者、 許可業者	大曲仙北広域 北部ごみ処理センター	大曲仙北広域 一般廃棄物最終処分場
事業系ごみ	排出事業者、 許可業者		
小動物の死骸(※)	国・県の委託 業者、市		
し尿	許可業者	大曲仙北広域 北部し尿処理センター	
浄化槽汚泥及び農・ 林業集落排水汚泥	許可業者		

(※) 野生動物及び飼い主不明の路上等の死骸に限る。

5 ごみ処理実施計画

(1) ごみの発生量の見込 (令和6年度実績参考)

(単位:t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ(※)	計
家庭系(委託)	4,238	242	157	388	5,025
家庭系(直接)	254	59	221	31	565
事業系(許可)	2,086	-	38	6	2,130
事業系(直接)	319	121	165	8	613
直 営	37	5	10	2	54
合計	6,934	427	591	435	8,387

(※) 資源ごみは空缶、ペットボトル、古紙類、ビン、発泡スチロール、乾電池

(2) 排出抑制・再資源化

ごみの排出抑制・再資源化を進めて行くには、本市が主体となり、住民、事業者を含めた各主体の役割を明確にし、連携して取り組む。

1) 市の役割

- ・ 環境教育やごみ処理施設の見学会を通して、ごみについて身近な問題として認識し、理解協力を求める。
- ・ 「ごみの出し方便利帳」を活用し、排出方法、分別方法、再生利用に関する啓発を積極的に行う。
- ・ ごみの適正排出、分別の徹底を図るため、適切に排出されていないごみ袋に注意喚起のシールを貼り付け、適切に排出するよう排出者に対し注意を促す。

2) 市民の役割

- ・ 買い物袋やマイバック等を持参し、できる限り容器包装廃棄物等の排出抑制に努める。

3) 事業者の役割

- ・ 事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量化、再資源化において適正処理が図られるよう事業所に対し要請する。
- ・ 再生古紙を使用することなど、環境への負荷がかかる使い捨て商品の使用抑制に努める。

(3) 分別及び排出方法

1) 家庭系ごみ(委託収集)

区分	対象廃棄物	収集回数	排出方法	
燃やせるごみ	台所ごみ、紙類(資源ごみを除いたもの)、布類、木・草、ゴム、革、プラスチック類、他	週 2 回	市指定 燃えるごみの袋	
燃やせないごみ	びん(農薬、化粧品、ほ乳びん、等)、ガラス・瀬戸物類、蛍光灯、電球、刃物、金属類、他	月 1 回	市指定 燃えないごみの袋	
粗大ごみ	家具類、布団、カーペット、家電類(家電リサイクル対象品は除く)、自転車、ストーブ(灯油は抜く)、他	年 2 回	布団やカーペット等の長い物は紐で縛る	
資源ごみ	缶類	ジュース、ビール、缶詰、スプレー缶(必ず穴を開ける)他	月 2 回	市指定 資源ごみの袋 水ですすぐこと。
	ペットボトル	ジュース、酒、醤油、他(PET1マークが付いたもの)	月 1 回	
	びん類	ジュース、ドリンク剤、一升びん、他(飲み物や食べ物が入っていたびん)	月 1 回	
	ダンボール	ダンボール箱	月 1 回	紐で束ねる等
	新聞紙	新聞紙、チラシ	月 1 回	
	雑誌・雑紙類	本、雑誌、包装紙、紙箱、封筒、ハガキ、コピー用紙、等	月 1 回	
	発泡スチロール・乾電池	魚箱、家電製品の緩衝材、他 アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池	年 2 回	発泡スチロールは汚れを落とす 電池は任意の袋(レジ袋等)

- 1 回収はすべてごみ集積所より行う。回収は収集日の当日午前 8時から始める。
- 2 ごみ袋、粗大ごみ、古紙類等の資源ごみにも必ず地区名と名前を書くこと。
- 3 粗大ごみに含まれる家電類は、ごみの中からピックアップにより再資源化に努める。

2) 家庭系ごみ(直接搬入)

区分	対象廃棄物	搬入方法	運搬体制
可燃ごみ	前ページ表の対象 廃棄物に準ずる	特段指定はないが、袋 を使用する場合は、透 明又は半透明の物を使 用すること	排出者自ら運搬、また は、許可業者
不燃ごみ			
粗大ごみ			
資源ごみ			

3) 事業系ごみ

区分	対象廃棄物	搬入方法	運搬体制
可燃ごみ	前ページ表の対象 廃棄物に準じる。但 し、産業廃棄物に該 当しない物に限る	特段指定はないが、袋 を使用する場合は、透 明又は半透明の物を使 用すること	排出事業者自ら運搬、ま たは、許可業者
不燃ごみ			
粗大ごみ			
資源ごみ			

(4) 中間処理及び最終処分

委託収集及び直接搬入されたごみは、次のとおり処理・再資源化する。

1) 可燃ごみ

大曲仙北広域北部ごみ処理センター(ごみ処理施設)にて焼却処理した後、焼却灰等を大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分する。

2) 不燃ごみ

田沢湖・角館・西木の各一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分する。

3) 粗大ごみ

大曲仙北広域北部ごみ処理センター(粗大ごみ処理施設)にて破碎・選別処理した後、金属類を回収し再資源化する。また、粗大ごみに含まれる家電類は、ピックアップ回収し再資源化に努める。

4) 資源ごみ

・缶類

手選別により異物を取り除き、磁選機等で「スチール缶」「アルミ缶」に分別・圧縮を行い、契約業者へ引き渡す。

・ペットボトル

手選別により異物を取り除いたのち、圧縮梱包を行い再資源化業者へ引き渡す。

・びん類

各一般廃棄物最終処分場に保管し、搬出可能な量がストックされた後に再資源化業者へ引き渡す。

・古紙類

回収後に大曲仙北広域北部ごみ処理センターにて重量を計測し、その後、契約業者へ引き渡す。

・発泡スチロール(委託収集のみ)

回収後に大曲仙北広域北部ごみ処理センターにて重量を計測し、その後、再資源化業者へ引き渡す。

(5) 中間処理施設及び最終処分処場の概要

1) 可燃ごみ焼却施設

施設の名称	大曲仙北広域北部ごみ処理センター(ごみ処理施設)
所在地	秋田県仙北市角館町藺田古川 37-3
処理能力	51t/16h (25.5t/16h×2 炉)
一般廃棄物の種類	燃やせるごみ(家庭系、事業系)

2) 粗大ごみ処理施設

施設の名称	大曲仙北広域北部ごみ処理センター(粗大ごみ処理施設)
所在地	秋田県仙北市角館町藺田古川 37-3
処理能力	14t/5h
一般廃棄物の種類	具類、布団、カーペット、家電類(家電リサイクル対象品は除く)、スチール製機、ロッカー、自転車、ストーブ、スキー、スノーダンプ他

3) 最終処分場

施設の名称	大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場
所在地	秋田県仙北市角館町下延明通 77
埋立容量	63,600 m ³
残余容量 (※)	34,201 m ³
一般廃棄物の種類	不燃ごみ、焼却残渣

施設の名称	大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場
所在地	秋田県仙北市田沢湖生保内字八木沢台 16-2
埋立容量	69,451 m ³
残余容量 (※)	56,763 m ³
一般廃棄物の種類	不燃ごみ、焼却残渣、破碎残渣

施設の名称	大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場
所在地	秋田県仙北市西木町小山田字高野 93-3
埋立容量	14,594 m ³
残余容量 (※)	2,386 m ³
一般廃棄物の種類	不燃ごみ、焼却残渣、破碎残渣

(※) 各最終処分場の残余容量は令和 5 年 3 月末現在

(7) その他

1) 「家庭ごみ収集カレンダー」「ごみ出し方便利帳」の配布

家庭ごみ収集カレンダーを毎年 3 月中に全戸配布し、また、ごみ出し方便利帳(2023 年配布済み)を基に、計画収集、分別収集を行う。

2) 廃棄物の不法投棄対策

- ・広報紙 ・ ホームページによる啓発
- ・不法投棄監視員による巡回活動
- ・監視カメラを設置し、抑止を図る
- ・悪質な不法投棄に関しては、県、警察と協力して再発防止に努める。

3) 廃棄物減量等推進審議会の開催

有識者、市民の代表、事業者等で構成する審議会を開催し、から本市における一般廃棄物に関する重要な事項について検討する。

6 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理形態別人口

(単位:人)

区分		処理人口
計画区域内処理人口(※)		23,227
水 洗 化	合併処理浄化槽人口	5,406
	下水道人口	6,670
	農・林業集落排水施設人口	2,918
	単独処理浄化槽人口	0
非水洗化人口		8,233

(※) 人口:令和6年3月末現在

(2) 生活排水の処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県・市
農・林業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市・個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取し尿、浄化槽汚泥、 農・林業集落排水汚泥	大曲仙北 広域市町村圏組合

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理の見込(令和6年度実績参考)

(単位:kℓ)

し尿	浄化槽汚泥	農・林業集落排水汚泥	合計
6,379	6,610	949	13,938

(4) 収集運搬計画

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥については迅速かつ衛生的に収集運搬を行うこととはもとより、処理施設への搬入状況を勘案し、収集体制の効率化を図る。

1) 収集計画の範囲

収集区域の範囲は本市全体とする。

2) 収集運搬の区分

し尿、浄化槽汚泥、農・林業集落排水施設汚泥

3) 収集運搬の実施主体

収集運搬の実施主体は、許可業者によるものとする。

4) 収集方法

許可業者への直接申込により、許可業者が戸別収集する。

(5)し尿処理施設の概要(中間処理)

施設の名称	大曲仙北広域北部し尿処処理センター
所在地	秋田県仙北市角館町菌田古川 37-3
処理能力	60kl/日 (し尿 35kl/日、浄化槽汚泥 17kl/日、農・林業集落排水汚泥 8kl/日)
処理水放流先	玉川(一級河川)
一般廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、農・林業集落排水汚泥

- ・ 近年、生活環境の変化から浄化槽汚泥が増える傾向にあり、し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の動向を確認しながら、施設の安定的な運転に努める。
- ・ 北部し尿処理センターでの資源回収(リン回収)について、浄化槽汚泥が増えるに伴って回収量の減少が想定される事から、効率的な運転を行い、より一層の資源回収に努める。